

沖縄県管理河川等の定期的な維持管理を求める意見書

現在、西原町の小波津川（二級河川）河川整備工事が進められ、大雨等による河川の氾濫に伴う周辺道路の冠水や家屋への浸水等が緩和されつつあります。しかし、整備が完了した下流側の護岸及び河床には、雑草や雑木が無造作に生い茂り、そこには不法投棄もみられ、町民から河川の流れの阻害や景観等の問題が指摘されている。また、南西石油(株)の水路及び河口付近には、土砂が堆積し、排水の流れが阻害されている。その現状を踏まえ、西原町議会は、沖縄県に対し、沖縄県管理河川等の定期的な維持管理を求める意見書を提出します。

記

1. 小波津川河川整備工事完了個所の護岸及び河床の雑草や雑木を定期的に、撤去すること。
2. 小波津川河川整備工事完了個所の不法投棄物を速やかに撤去すること。
3. 南西石油(株)の水路及び河口付近の土砂を速やかに撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月29日

西原町議会

宛先 沖縄県知事

